

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
271120009	27年10月15日	27年10月23日	27年11月20日	独占禁止法第11条における信託動定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託動定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託動定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託動定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。</p> <p>独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止、および「競争上の問題の発生防止」の観点から、豊富な資金量と有し、経営を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行動定と信託動定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。</p> <p>「信託銀行が信託動定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行動定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行動定が信託動定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行動定・信託動定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行動定・信託動定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託動定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託動定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめ、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。</p> <p>については、信託銀行が信託動定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社)信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	<p>信託動定で保有する株式に係る議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託動定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せずに総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可があれば1年を超えて保有することが可能です。</p> <p>「加入て、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託動定で保有する株式に係る認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和し、事務負担の軽減も図られました。</p> <p>一方で、信託動定で保有する株式に係る議決権については、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使することができること、この点は、提案者が挙げた規制等の存在によって何ら変わるものではない以上、独占禁止法第11条による認可制度を通じて、公正取引委員会が、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を審査する必要があります。</p>		
271215062	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	独占禁止法審査手続に関する弁護士・依頼者間秘密特権の導入	<p>【提案内容】</p> <p>公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件に係る行政調査手続において、欧米等でも認められている秘密特権の導入を行うべきである。</p> <p>平成26年12月の内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書においては、秘密特権を導入することは現時点では過当でないものの、今後の検討課題として、導入の可否を検討することが適当であるとの結論に至っている。それゆえに、規制改革会議において、地方・中小も含めた幅広い事業者の意見を聴取し、公正取引委員会の実態解明機能の担保と両立する具体的な制度設計についての議論を速やかに着手してもらいたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件に係る行政調査手続においては、弁護士・依頼者間秘密特権について、法令上、これを認める、または認めないとする明文の規定はない。しかしながら、公正取引委員会では、実務上、秘密特権を認めない、秘密特権については、事業者がコンプライアンスの観点から弁護士と検討・協議を行った内容が適正に保護される。これらの資料が無制限に公正取引委員会に収集され、事業者にとって不利な証拠として取り扱われようとする。事業者のコンプライアンス強化の取り組みやリエンジー申請の検討を阻害する。また、海外では秘密特権によって保護されるはずの文書が、わが国では保護されず、公正取引委員会に収集されることにより、海外当局から秘密特権を放棄したものと評価され、わが国企業が海外企業と比べて不利益な取り扱いを受けてしまうおそれがある。</p>	(公社)関西経済連合会	公正取引委員会	独占禁止法	その他	<p>平成26年12月24日に公表された内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書においては、秘密特権等の防御権については、現状の仕組みの下では、公正取引委員会の実態解明機能への影響が懸念されることを主な理由として、これを認めべきではないとされ、今後、防御権の検討を行うのであれば、例えば、裁量型課徴金制度のような調査協力がアンセンプティ等を確保する新たな仕組みの導入について検討を進めていくことが適当であるとされています。</p> <p>上記報告書の結論を踏まえ、事業者による調査協力が促進されるような新たな仕組みを実現できた場合において、その内容に応じた防御権の導入の可否を検討することはあり得ると考えていますが、そのために、まずは、そのような仕組みの導入を含む課徴金制度の見直しについて検討を行っていきたくと考えています。</p> <p>なお、秘密特権を認めないことで事業者のコンプライアンス強化の取り組みを阻害するかの点については、上記懇談会において、将来行うとする行為についてならばともかく、既にってしまった過去の違反行為について弁護士に相談することは、コンプライアンスを高めることにはならないのではないかと意見も出されているところである。</p> <p>また、リエンジー(匿名減免)申請の検討を阻害するかの点については、リエンジー申請において、弁護士が関与して申請を行っているものが多数あり、また、立入検査後も、公正取引委員会への対策を相談するなど、弁護士と違反被疑事業者は円滑に相談しており、現状において、秘密特権がないこととリエンジー申請の検討において、事業者が弁護士とのコミュニケーションができないなどの具体的な問題は生じておりません(平成18年1月の課徴金減免制度導入以降平成26年度までの申請件数は33件によってあります。)。さらに、秘密特権を認めないことで、海外当局から秘密特権を放棄したものと評価され、わが国企業が海外企業と比べて不利益な取り扱いを受けてしまうおそれがあるかという点については、少なくとも米国では、一部の裁判例において当局の命令を受けて提出する場合には秘密特権は失われ、ないという判断がなされた例があることなどから、実例のない可能性の懸念に過ぎないと考えられます。</p> <p>御参考として、上記報告書を添付します。</p> <p>【内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書】 http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport/body.pdf</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115035	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用・明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とはならない(銀行法第16条の2、同法第52条の23)。</p> <p>・銀行とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、5%超の議決権を取得・保有することが禁止されている(銀行法第16条の3)。</p> <p>・銀行持株会社とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、15%超の議決権を取得・保有することが禁止されている(銀行法第52条の24)。</p> <p>・銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社の営むことができる業務の範囲内であることが求められている(主要行向け総合的な監督指針「-3-3-1(3)、銀行法第12条)。</p> <p>・例外として、代物弁済・担保権実行や、合理的な再建計画に基づく取得は許容されているが、銀行による能動的な株式取得を是認するものではなく、1年を超えて過半数を超える議決権を保有し続けることは許されていない(銀行法第16条の3第2項、第52条の24第2項)。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>・銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持比率の制限(保有すること)について、想定される懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な措置を検討のうえで、大幅に拡充された)。</p> <p>・銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、独占禁止法に關しても、銀行法同様、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。</p> <p>・一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来的趣旨を踏まえて整理していく」必要がある」と引き続き検討していくことが重要とされ、制度整備は当面見送りとなった。</p> <p>・近年、事業承継や事業再編、M&amp;A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエイウィット保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。</p> <p>・マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対応可能と考えられる。</p> <p>一方、銀行等の出資先が自己株式取得を行ったことにより、議決権の総数が減少し、反動的に銀行等が保有する議決権割合が高まった結果、銀行等が知らない間に、出資先の基準議決権数の超過保有に至る場合がある。特に、非上場企業の場合、自己株式取得について開示しないことが多く、そうした事態となる可能性が高い。</p> <p>この点、銀行法では、行政上の取扱として、別紙様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法については、銀行等の認識の範囲に開かず、「超過日」を計算日とするなど、確定的な取扱がなされている。</p> <p>・独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。</p>	<p>【金融庁】</p> <p>銀行等の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社と合算5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課せられています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>銀行法第16条の2、第16条の3、第52条の23、第52条の24、主要行等向けの総合的な監督指針「-3-3-1(3)」</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第11条第1項では、銀行又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて保有することとなる場合に於ける議決権の取得又は保有を規制しています。</p> <p>・同条第2項では、担保権の行使により株式を取得又は所有すること等の事由により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときには、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないと定められています。</p>	<p>【金融庁】</p> <p>銀行法等の在り方に関するワーキング・グループ「報告書」金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて(金融審議会金融分科会、平成25年4月27日)において、「議決権保有制限の上限は、銀行の健全性確保の観点から原則5%を維持しつつ、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して緩和することとされ、平成26年4月1日より緩和措置が取られたところであり、現時点においてマーチャントバンキング業務を銀行等に認めることは困難です。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第11条</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>対応不可</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>「独占禁止法の議決権保有規制については、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき(出資規制に係る措置)に検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じたこととされていたところ、独占禁止法の議決権保有規制の目的(事業支配力の過度の集中の防止等)の観点から検討を行った結果、平成26年4月1日より緩和措置が取られたこととする。このため、マーチャントバンキング業務については措置困難です。</p> <p>・出資先の自己株式取得により他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった場合、議決権が100分の5を超えて有することとなったことを直ちに把握することが困難な場合があることも踏まえ、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日、から直ちに認可を必要とはおぼさず、当該日から1年以内は、公正取引委員会の認可を要せず当該議決権を保有することができることとしています。また、独占禁止法第11条第2項が規定する「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日」とは、当該会社の自己株式取得等により当該会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて保有した日と解すべきものと考えます。</p>			
280215074	27年12月17日	28年1月27日	28年2月15日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(1)	<p>セーフハーバーの基準と要件の見直し(その1)</p> <p>現行ガイドラインにおいて、一定の基準を満たせば規制の対象外となる範囲(いわゆるセーフハーバー)が設定されているは、競争品の取扱い制限(価格維持制限)の2つが高類型のみである。また、セーフハーバーの要件もシェア10%未満かつ市場での順位が4位以下と極めて狭い条件と密着を得ない。なぜ、現行のガイドライン策定時このようなシェア基準が設けられたのか、その理由や経緯を改めて検証する必要があると考えられる。また、この機会にセーフハーバーに対する公正取引委員会の考え方も整理していただきたい。そのうえで、当業界としては、セーフハーバーは以下のような内容が望ましいと考える。</p> <p>まず、セーフハーバーが認められる行為は、安売り業者への販売禁止及び表示価格の制限を含めた非価格制限行為全般に拡大することを要望する。安売り業者への販売禁止と表示価格の制限については、行為そのものは非価格制限行為に分類されるものであり、原則違法の取扱いとすることは非常に違和感がある。また、実際の販売価格に直接関与するものではないため、価格維持効果が大きい場合もあると考えられる。本年の改正において価格維持効果の内容が明確にされたが、安売り業者への販売禁止と表示価格の制限によって、常に「流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し、又は引き上げられることができるような状態」になることはないと考えられる。かような状態になるのは、市場で優越した地位にあるメーカーが、安売り業者への販売を(禁止する場合や、表示価格だけでない(実売価格も拘束する場合と)考えられる。価格維持効果が大きいと断じている現行のガイドラインは、市場での力関係について、メーカーが流通業者に優越していることを前提にしていると密着ざるを得ず、現状の市場実態からかけ離れた前提での考え方となっている。</p>	<p>流通・取引慣行ガイドラインでは、非価格制限行為のうち、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、流通業者の販売地域に関する制限といった行為類型について、市場における有力なメーカーが流通業者の競争品の取扱いを制限したり営業地域について厳格な制限を課したりする場合であって、その行為によって、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合、又は当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」には、不公正な取引方法に該当し、違法となるとしています。</p> <p>この「市場における有力なメーカー」と認められるかどうかについては、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安とされており、市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である下位事業者や新規参入者が競争品の取扱いに関する制限又は厳格な地域制限を行う場合には、通常「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合、又は当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」には当たらないことから、違法とはならないとされています。</p> <p>なお、非価格制限行為のうち、安売り業者への販売禁止及び広告・表示方法の制限については、メーカーの市場における地位を問わず、当該商品の価格が維持されるおそれがあり、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となるとしています。</p>	<p>独占禁止法第2条第9項第6号、第19条</p> <p>検討に着手</p>	<p>流通・取引慣行ガイドラインについては、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討に關し所要の検討を行い、平成27年度中に結論を得ること、また、現行の基準や要件を見直す必要がある場合には、流通・取引慣行ガイドラインの改正を行うことが求められています。</p> <p>そのため、現在は、有識者とパブリックや事業者ヒアリングを実施するなど、規制改革実施計画のスケジュールに即して、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行っているところです。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215075	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(2)	セーフハーバーの基準と要件の見直し(その2)	(一社)電子情報技術産業協会 (一社)日本電機工業会 (一社)日本冷凍空調工業会	公正取引委員会	流通・取引慣行ガイドラインでは、非価格制限行為のうち、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、流通業者の販売地域に関する制限といった行為類型について、市場における有力なメーカーが流通業者の競争品の取扱いを制限したり営業地域について厳格な制限を課したりする場合であって、その行為によって、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合、又は当該商品の価格が維持されるおそれがある場合、には、公正な取引方法を該当し、違法となる」としています。 この「市場における有力なメーカー」と認められるかどうかについては、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安とされており、市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である下位事業者や新規参入者が競争品の取扱いに関する制限又は厳格な地域制限を行う場合には、通常「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合、又は当該商品の価格が維持されるおそれがある場合、には当たらない」とされています。	独占禁止法第2条第9項第6号、第19条	検討に着手	流通・取引慣行ガイドラインについては、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、いわゆるセーフハーバーに関する基準や要件等の検討に關し所蔵の検討を行い、平成27年度中に結論を得ること。また、現行の基準や要件等を見直し必要がある場合には、流通・取引慣行ガイドラインの改正を行うことが求められております。そのため、現在は、有識者とアテリングや事業者とアテリングを実施するなど、規制改革実施計画のスケジュールに即して、いわゆるセーフハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行っているところです。	
280215076	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	流通・取引慣行ガイドラインの更なる改定要望(3)	価格維持行為の取扱いについて  今回の改正において、再販売価格維持行為が適法となる「正当な理由」が記載されたが、既述したとおり、当該理由を満たしているかどうか、事業者が判断することは極めて困難である。一方で価格制限行為は、悪質性が大きく競争に悪影響を与えるおそれがあることも十分承知している。家電業界として、価格維持を行いたいと要望したいわけでは決してなく、あくまで適正な商品価値を消費者に伝え、購入の動機性を高めたいということが目指すところである。 したがって、安売り業者への販売禁止と表示価格の制限をセーフハーバーの対象とすることに加えて、確信的に以下のような手当てがなされるべきである。  (1)安売り業者への販売禁止 セーフハーバーに該当しない場合であっても、「価格維持のおそれ」の定義に照らして、個別具体的に競争制限効果を判断し、価格維持のおそれがなければ、違法ではないことを明記する。  (2)表示価格の拘束 セーフハーバーに該当しない場合であっても、実売価格を拘束するものではなく、メーカーの示した表示価格を流通業者が守らなかつた場合にレポートの提供条件を変更するなど、拘束性が低い場合には、違法ではないことを明記する。	(一社)電子情報技術産業協会 (一社)日本電機工業会 (一社)日本冷凍空調工業会	公正取引委員会	流通・取引慣行ガイドラインでは、非価格制限行為のうち「安売り業者への販売禁止」については、「メーカーが卸売業者に対して、安売りを行うことを理由に小売業者へ販売しないようにさせることは、これによって当該商品の価格が維持されるおそれがあり、原則として公正な取引方法を該当し、違法となる」とされています。 また、流通・取引慣行ガイドラインでは、販売方法の一つである広告で表示する方法について、「メーカーが小売業者に対して、店頭、チラシ等で表示する価格について制限し、又は価格を明示した広告を行うことを禁止すること」や「メーカーが自己の取引先である雑誌、新聞等の広告媒体に対して、安売り広告や価格を明示した広告の掲載を拒否させることは、「これによって価格が維持されるおそれがあり、原則として違法」とされています。	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	対応不可	御指摘の記載については、過去の審判判決を参考に、再販売価格維持行為の実効性確保手段として用いられていた事例を整理して記載したものであり、価格維持のおそれがないとすることは困難です。	
280215102	27年12月28日	28年1月27日	28年2月15日	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条(一般集中規制)については、人口減少という局面を迎えるわが国において、企業の未来への投資・生産性革命につながる活動を過度に制限・萎縮させざるを得ない、廃止すべきである。  【提案理由】 —一般集中規制(独禁法9条)は、事業支配力が特定の企業グループに対して過度に集中することを規制している。 昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入し競争が促進されている等、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するよう状況ではなかつた。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。しかし、日本市場での規模のみに着目して一律に外形的な規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。環境の変化に応じた新しい分野へチャレンジし、事業構造を変えていくこととする企業にとって、当該規制は足かせとなり、デメリットが大きい。  公正取引委員会は、平成27年3月31日に一般集中規制がなくなることによる弊害について公表し、総合的な事業能力の拡大や相互取引等の場合に、事業者の市場への自由な参入が阻害され、競争にゆがみが生じるおそれがあるとしている。しかし、例えば相互取引による反競争的行為が疑われる場合には、優越的地位の濫用により対処することや、市場メカニズムの機能が妨げられるような企業結合には、企業結合審査等の市場集中規制にて対処すること等、独占禁止法の他の規制により、適切に是正できる。 要望が実現した場合には、グループによる事業展開や多角化、新分野への進出等企業活動の活性化が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社がその所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的な事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。	独占禁止法第9条	対応不可	独占禁止法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引(互惠取引)、排他的な取引関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と商工業が結び付いた結果、競争上の問題が広範に生じる場合があり、このような場合には、事業者の市場への自由な参入が阻害される。取引先の選択や取引条件の設定については事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される。価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられるなどの弊害が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあります。同条の規制が廃止された場合、独占禁止法第10条等の市場集中規制や同法第3条、第19条等の行為規制の規制基準に達しないものの事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段が無くなることから、引き続き、同法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられます。 なお、9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)の定める基準は同法第9条第3項に掲げる三つの会社グループの具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに同法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではなく、一律に外形的な規制を課しているものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215103	27年12月28日	28年1月27日	28年2月15日	独占禁止法第9条4項及び独占禁止法第9条4項の見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条4項に基づき、報告時期、報告頻度の見直しをする。ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類の三桁分類を使用するだけでなく、業種によっては二桁分類の使用も認めると、実際に合ったものとする。ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とするなど実際に合ったものとする。</p> <p>【提案理由】 独占禁止法第9条4項は、総資産額が一定の金額を超える場合、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に報告することを定めている。また、独占禁止法ガイドラインでは、「主要な事業分野」の業種について、日本標準産業分類(三桁分類)を活用すること、「大規模な会社」の該当判断の基準について、一律的な総資産額(15兆円以上)とすることを定めている。</p> <p>については、平成27年3月末に一定の簡素化がなされ作業負担は一定程度軽減されたものの、子会社等における売上再集計作業や数値精査作業は依然として大きな負担となっている。また、については、日本標準産業分類は数年に一度しか更新されず、その間に生じた市場の融合や技術革新等により、売上の仕分けが困難なケースが多数存在している(例：情報サービス企業におけるクラウドサービス収入等)。そのような場合には、業種によって、三桁分類より二桁分類によることを認める必要がある。</p> <p>さらに、については、事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致しないにも関わらず、ビジネスの実態にそぐわない一律の規制により、事業の拡大や多角化の障害となっている。</p> <p>これらの要望が実現すれば、については、対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。また、については公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。さらに、については、実態に即した規律により、新規事業への進出や事業の多角化など企業活動の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第9条	対応不可	提案者の要望内容も踏まえて、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則を改正し、平成27年4月1日から施行したところですが、当該規則改正により、報告に要する作業負担は大幅に軽減されたものと考えます。このため、これ以上の見直しについては措置困難です。また、同年9月31日公表のとおり、9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)の定める基準は同法第9条第3項に掲げる三つの会社グループの具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに同法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではありません。	
280215104	27年12月28日	28年1月27日	28年2月15日	独占禁止法第11条による信託決定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る全ての議決権を規制の対象から除外する。</p> <p>【提案理由】 独占禁止法第11条は、事業支配力の過度の集中等を防止する観点から、銀行に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している。信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内、委託者等が議決権を行使する場合を除き(以下同じ)、この議決権保有規制については、2014年4月の「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可の条件が緩和されたものの、依然、認可申請に要する事務負担および信託勘定に係る株式の機動的な運用への支障が残っている。</p> <p>信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、信託銀行は銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別個に議決権行使を行う態勢を整えている。従って、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力を過度に集中させるおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定それぞれの部門で保有する株式に係る議決権数の合計、自己株式の取得など発行会社の資本政策によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担は重い。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、依然、公取委の認可が得られず信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクが残っていることから、認可申請が必要とならぬ範囲内で株式の取得にとどめるために、一部の株式の取得を断念することは、受益者の利益の極大化を図ることが可能にならぬ。</p> <p>要望が実現すれば、信託業務における受益者利益の極大化を図ることが可能になるとともに、事務負担の軽減に繋がる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権について、信託法等の法令に則り受益者の利益のために行使するとの点については、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができることは違いないが、受益者の利益に反する行使が制限されることがあるにすぎません。また、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではありません。独占禁止法第11条による信託勘定での議決権保有の規制の根拠は、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使することその無は、認可制度を通じて審査される必要があります。 <p>他方、信託勘定で保有することと銀行勘定で保有することの差異については、認可制度の運用において踏勘されています。具体的には、信託財産で保有する議決権について、銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている等の要件を満たせば、5%を超過する議決権の保有は期限を付さず認められています。こうした認可制度の運用における要件等は要望等を踏まえて大幅に緩和されたところですが(平成26年4月)。</p>	